

交通事故被害者の会

第41号

2013年4月5日 (年3回発行)

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

刑事裁判を終えて・・・

母の人生を奪った加害者が憎い 旭川市 清水 孝太

母がいなくなり、半年以上が経ちました。今でも事件の日の出来事が脳裏に焼き付いて離れません。忘れたくても忘れられずに判決の日を迎えました。

一審での判決は禁固3年。二審では懲役3年という結果になりました。正直なところ判決を聞いた時は「母の命の重さはこんなもの？」と思いました。命の重さを現すことができないのは分かっています。でも悔しい。母のこれからの人生を奪った加害者が憎くてたまらないです。

裁判では、加害者は真実を話しませんでした。私たちが争点としていたパトカーのサイレンに気付かなかったという点で、当時の運転状況や加害者の不明瞭な発言などから一般の人が聞けば嘘をついているとしか考えられないのに二審でも決定的な証拠がないとされ認めてもらうことができませんでした。死人に口なしで母は何も話すことができません。加害者の言動だけが真実になるのは許せません。

また札幌高裁では、私たち家族の意見陳述すら認めてもらえず、わずか10分程度で終わってしまいました。裁判を通して私たちの考え方と法律には大きな壁があることを思い知りました。結果として禁固から懲役へと刑が重くなりましたが、私たちが望んでいたのは自動車運転過失致死の最大懲役7年でしたので納得はできません。しかし、現在の法律ではこれが限界なのかなと思いました。

交通事故被害者の会の方々も高裁の傍聴に来ていただきました。何もわからない状況で同じ境遇の立場の方々からアドバイスをいただけたこと、本当に感謝しています。私自身が裁判を乗り切ることができたのも被害者の会の大きな支えがあったからです。

交通事故がなくなることが一番です。しかし、無謀な運転をする人がいなくならないのも事実です。私たちと同じ境遇の被害者を生まないために、今後とも罰則の強化を被害者の方々と社会に求めていきたいと思います。

事件概要：2012年6月23日深夜、旭川市東光の市道で、パトカーに追跡されていた加害車両が、30キロ制限の住宅街を時速90～100キロという危険速度で走行。交差点で一時停止の標識を無視し、清水縁さんの軽乗用車に激突しました。一審の旭川地裁は「禁錮3年」でしたが、札幌高裁は3月12日「懲役3年」としました。



清水 縁 (しみず ゆかり)
さん、53 歳

〈今号の主な内容〉

- ①～④ 清水 縁さん交通死事件 (清水孝太 清水りな 青野 渉) ④佐々木慎之介さん交通死事件
- ⑤ 手記「父は横断歩道ではねられました」(河合友美子) ⑥ 交通事犯の刑罰見直しについて (内藤裕次)
- ⑦ 処分者講習でのお話 (荻野京子) ⑧ 刑訴法に関する意見交換会 (前田敏章)
- ⑩ いのちのパネル展について (小野 茂) ⑪ 大学でのパネル展 (山口紗季) ⑫ 編集を終えて

※ 以下は、2月19日の札幌高裁控訴審で清水緑さんの長男孝太さんと長女りなさんが被害者参加制度により申請し用意していた意見陳述原稿です。

山本哲一裁判長は不当にもこの申請を却下し、発言の機会とは与えられませんでしたので、本誌面に掲載します。(なお、孝太さんの原稿は誌面の関係で一部割愛させていただきました)

「意見陳述書」

平成25年2月7日 清水 孝太

事故直前にパトカーを追い越して追跡されたという客観的事実に全く気付かなかった、という被告の発言や、市道に侵入してから一時停止の標識のみならず本件交差点の存在自体にも気付かなかったことなど、私には嘘をついているとしか思えないです。運転状況と結び付かない不明瞭な発言や明らかに不自然な運転を行っているにもかかわらず、判決ではパトカーを振り切るための危険な運転だとは認めてもらえませんでした。十分な証拠があるのに考慮されないのは納得できるわけがありません。

矛盾だらけの発言から真実が見えてこないことに私には全く反省しているとは思えません。一審後に被告が控訴し、後日取り下げている時点で、自分の犯した罪の重さを認めていない証拠です。

被告人は、病気のため働けないことを理由に生活保護を受けながら、事件当日は、車の洗車をして、長時間パチンコをして、深夜に車の工場へ行き、改造車を飛ばして環状線を走っていたのです。こんな生活をしているのに、病状が情状面で考慮されるのはおかしいと思います。

いずれは任意保険によって損害のてん補がされるとなっていますが、金銭で解決できる問題であれば、私は被害者参加制度を申請してまで、この場所に立ったりなんかしません。母は物ではないんです。母のこれからの人生を奪い、私たち家族の人生を大きく変え、苦しみや悲しみだけを残していったわけですから一切の情状など許されるはずがないのです。

禁固3年は軽すぎるとしか言えません。これだけの危険な運転をしておきながら過失として扱うことにも納得できないです。私は今まで何一つ親孝行してあげられませんでした。そしてこの裁判の判決こそが、私が母にしてあげられる最後の親孝行なのです。自動車運転過失致死での最高刑である懲役7年を強く望んでいます。

「意見陳述書」

平成25年2月7日 清水 りな

母が被告に殺されて、半年以上が過ぎました。母がいなかった初めてのクリスマス、お正月、私の誕生日、行事がくるたびに母のことを思い出して、この半年間

何度泣いたのかわかりません。報告したいこと、相談したいこと、たくさんあるのに、もう母はどこにもいません。時間が経ち、まわりは母の死が過去のことになってきていて、私自身も時間が経てば少しは楽になるのかと思っていましたが、気持は6月と何もかわることなく、それよりも悲しみ寂しさ、憎しみが増す一方で、これから先もずっと辛いのだと気付かされました。どうして私達がこんな思いをしなければならぬのか何度も考えても最終的に被告さえいなければ。という結論にたどり着きます。

一審の判決は、今の法律では妥当なのかもしれませんが、でも、母の人生、遺族の気持ちは、3年の禁固では軽すぎるように感じました。

母を殺したこと、母の顔を見て謝らなかったこと、今日までの被告の行動、全てが許せません。現場に花を置いた、手を合わせた、そんなことで誠意をみせているなんて思わないでください。私はあなたから誠意を感じた事など一度もありません。本当に悪いと思っているのなら、まず真実を全て話すところから始めるべきなんじゃないでしょうか？警察から逃げていたことを認め、私たち遺族そして母に心から謝ってください。自分の罪を少しでも軽くしようなんて思わないでください。死人に口なし、加害者天国と言われる交通事故。そんな悔しいこと、私は許されたいと思います。まだ被告には、たくさん言いたいこともあるし憎くて仕方がなくて、本当は母がされたように同じことをしてやりたいと何度も思いましたが、そんなことはできません。だから私たちが頼るのは法律しかないのです。

どうか1日でも多く刑罰を与えてください。必ず、母と私たち遺族が報われる日がくると信じています。

パトカー追跡中事故 運転の男 二審懲役3年 札幌高裁一審の禁錮判決破棄

北海道新聞 2013/03/12 夕刊

旭川市で昨年6月、パトカーに追跡された乗用車が軽乗用車に衝突し女性が死亡した事故で、自動車運転過失致死罪に問われた、同市の解体工〇〇〇〇被告(39)の控訴審判決が12日、札幌高裁であった。山本哲一裁判長は、禁錮3年とした一審判決を破棄し、より重い懲役3年を言い渡した。

判決で山本裁判長は、「極めて危険で異常な運転で死亡事故を起こし、自動車運転過失致死事犯の中でも悪質。(刑務作業がない)禁錮刑とした一審判決は誤りだ」と述べた。

一方で裁判長は「パトカーの追跡には気付かなかった」との被告の主張については、一審と同様に「疑問の余地は残るが、気付いていたと断定まではできない」とした。

判決によると、〇〇被告は乗用車で制限時速30キロの市道を90キロ以上で走行し、一時停止の標識に気付かず交差点に進入。同市の看護師清水緑(ゆかり)さん＝当時(53)＝の軽乗用車に衝突し清水さんを死亡させた。

一審旭川地裁判決は、検察側の求刑懲役4年に対して「過失の事実を認め反省の態度を示している」などを理由に禁錮刑にとどめ、検察側がこれを不服として控訴していた。

清水縁さん交通死事件、控訴審のご報告

弁護士 青野 渉

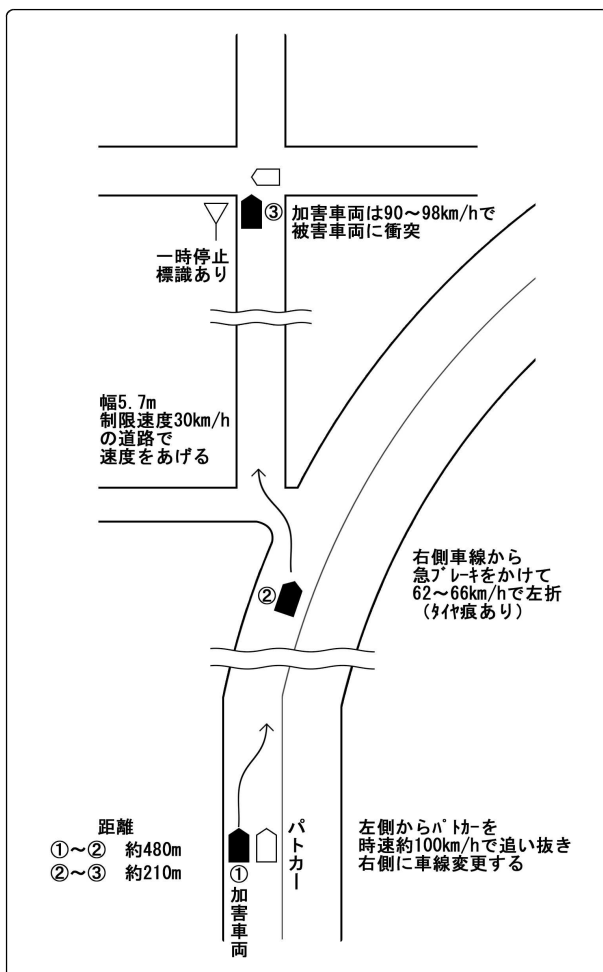
平成24年6月に旭川市内で発生した清水縁さんの被害事件の概要と、平成24年11月5日の旭川地裁判決が「禁錮3年」だったことについては、昨年11月のフォーラムで報告しました（会報40号9頁）

ご遺族が控訴を要望した理由

一審判決後、被害者遺族は、検察官に対し、強く控訴を要望しました。遺族が控訴を要望した理由は、大きく分けて、以下の二つの点です。

(1) 本件事故の経緯について

本件事故は、被告人車両が、住宅街の狭い道路（制限時速30キロ）を、時速90キロ～98キロという速度で走行し、一時停止標識のある十字路交差点に一時停止せずに進入した結果、右側から走行してきた被害者運転の軽自動車に衝突した事故です（下図参照）。問題は、被告人がそのような走行をした理由です。被告人は、事故の直前（距離にして約700～800メートルほど手前）で、時速約100キロでパトカーを追い抜き、そのため、パトカーに追跡されていたのです。常識的に考えて、



被告人が異常な走行をした理由は、パトカーを振り切るためだったとしか思えません（それ以外には説明のつかない異常な運転です。）。しかし、被告人は「パトカーには気づかなかった。」と弁解し、旭川地裁判決では、パトカーを振り切るための走行であったことは認めず、また、判断の理由についての説明もありませんでした。

(2) 「禁錮刑」の選択が誤りであること

「懲役」と「禁錮」は、いずれも刑務所に収監される刑罰ですが、「懲役」は刑務作業が課されるのに対し、「禁錮」は刑務作業が課されません。刑法上は、前者のほうが後者よりも重い刑罰であると規定されており、「禁錮刑」は、一般に過失犯などの軽微な犯罪に適用され、悪質事犯では「懲役刑」が適用されています。自動車運転過失致死傷罪に関しては、「禁錮刑」が適用されるケースが多いのですが、飲酒運転や大幅な速度超過が原因の交通事犯については、「懲役刑」が適用されることが一般的です。本件は、住宅街の狭い道路を時速 90キロ（制限速度の3倍）以上で走行したのですから、当然「懲役刑」が選択されるべきです。

高裁判決は「懲役」3年

検察庁は、平成24年11月19日、控訴をしてくれ、平成25年3月12日、高等裁判所の判決が言い渡されました。結論としては、「禁錮3年」という旭川地裁の判決を破棄し、「懲役3年」としました。高等裁判所の判決書で、パトカーの追跡を振り切るための運転であったという点については、証拠を検討した結果を詳しく説明し、最終的には「断定できない。」と判断されました。他方で、そのことは別にしても、被告人の運転は、非常に悪質で危険なものであるから、「禁錮刑」ではなく「懲役刑」を選択するべきだ、と判断しました。

被害者参加（意見陳述等）否定の暴挙

このように、判決結果自体は、旭川地裁判決よりも一歩前進しましたが、平成25年2月19日に行われた審理（1回のみ）はかなり問題がありました。

被害者遺族は、意見陳述書も準備し、検察官を通じて、札幌高等裁判所に対し、意見陳述の実施（それが無理であれば、せめて、意見陳述書を証拠として採用すること）を求めています。

ところが、平成25年2月19日の札幌高裁での公判では、検察官の請求した遺族の意見陳述等の請求を全て却下しました。このため、控訴審の審理は、5分で終わってしまいました。

被害者遺族の清水孝太さん（24歳）は旭川から、清水りなさん（22歳）は東京から、裁判に出席するために、仕事を休んで、自費で札幌高裁までやってきたのです。何より、物言えぬ被害者の声を代弁できるのは遺族しかいないはずです。にもかかわらず、その意見すら聞かずに結審するというのは、あまりにも被害者の権利を軽視していると思います。（注：被害者参加のための交通費等について公費で負担するという法改正が予定されていますが、現時点では、参加費用は全て自費となっています。）

今回の札幌高等裁判所の裁判長の審理のやり方は、一昔前の「刑事裁判は、被告人のためのもの

であって、被害者のためのものではない。」「被害者は蚊帳の外」という状態に逆戻りしたようで、とても残念でした。

控訴審での被害者の意見陳述については、刑事訴訟法に具体的な規定がなく、裁判長の考え方一つで、採否が決定されますが、私がこれまでに被害者側の弁護士として高裁の審理に立ち会った7件の裁判では、いずれも被害者の意見陳述は認められており、却下されたのは、今回が初めてでした。事前に、意見陳述制度が認められた法改正の経緯、犯罪被害者等基本法や被害者参加制度の意義について、上申書を提出したのですが、これも今回の裁判長には効果がなかったようです。

被害者の権利について無理解な裁判官がまだまだいるんだ、ということを感じた裁判でした。

佐々木慎之介さん交通死事件の民事裁判を傍聴して

前田 敏章・七尾 博之

3月28日、札幌地裁にて、佐々木慎之介さん交通死事件の民事訴訟判決公判がありました。傍聴しましたが、極めて不当な判決という感想です。概要を報告し今後の支援につなげたいと思います。

後段に報道記事を示しましたが、事件は4年前の2009年6月7日に発生しました。最愛の息子さんを突然喪った父親の佐々木達也さんご家族は、ショックと悲しみの中、一方的に息子さんに非があるとされた捜査に疑問をもち、慎之介さんの名誉と尊厳のために、真相解明にとりくみました。

現場に何十回も足を運び、痕跡証拠を丹念に調べて事故態様を分析する中で、捜査が相手側バス運転手の言い分のみ聞いた不実、不公正なものであるという確信を深めることになりました。

しかし、加害者は起訴されず、理解してくれる弁護士も見つからず、ようやく青野渉弁護士と出会い、真相を明らかにすべく民事裁判を提起出来たのは事件から3年を経過した昨年夏でした。

2013年2月26日の公判廷は、佐々木さんにとって、加害運転手の顔を初めて見る場でもありました。青野弁護士は被告人質問で、積み重ねた証拠を基に、相手側の信号無視、前方不注視、徐行義務違反を理路整然と指摘しバス運転手はしどろもどろでした。

そして、3月28日の札幌地裁の判決公判。支援傍聴者が公正な判決をと見守る中、松本真裁判官はその期待を乱暴に裏切り、「原告らの請求をいずれも棄却する」と、不当極まる判決を下したのです。

この事件の詳細報告は次号以降に委ねたいと思

いますが、事故態様について、目撃者の信号表示の証言～（佐々木さん側は）右折の青矢印～の信用性を疑い、矛盾ばかりの被告供述は容認するという不当なもので、何と、交差点内の右折進行という中央バスの運転手の徐行義務違反の責任すら認めず、過失割合をゼロと裁定しているのです。

佐々木さんは、大変なショックを受けながら、控訴審に向け、次のように心境を述べています。

「慎之介の怒りが聞こえた長い一日でした。“死人に口無し裁判”です。バス側に全く落ち度がないなんて話になりません！運転手の信号無視、徐行義務違反、前方不注視が原因です。目撃者の証言は信用性がないなど、これもおかしい。誰のため、何のための裁判なのか？運転手の供述は誰が聞いても信憑性のないものであるにもかかわらず、それを容認した裁判官には怒りの感情しかありません。自賠責でも100対0ではなかったのに、全て慎之介が悪いとは……。こんなデタラメな裁判には納得いきません！。断固戦います」と。

佐々木さんに今後も励ましをお願いします。

バスと衝突し二輪男性死亡

北海道新聞 2009/6/8

7日午後10時10分ごろ、札幌市中央区北3西1の国道交差点で、同市中央区北4東4、調理師佐々木慎之介さん（21）のオートバイと北海道中央バス（小樽）の路線バスが衝突、佐々木さんは頭などを強く打ち間もなく死亡した。路線バスに乗客はおらず、バスの男性運転手にけがはなかった。札幌中央署で原因などを調べている。

手記

父は横断歩道ではねられ、お星様になりました

苫小牧市 河合 友美子

平成24年8月1日、父の人生は70年と1ヶ月で止まってしまいました。長い単身赴任生活を終え、自宅へ戻ってきて1年2ヶ月、退職し、70歳の誕生日を祝って1ヶ月後のことでした。

私たち家族は、大切な夫を、父を、祖父を、いつも笑って暮らしていた、ごく普通の毎日を失いました

父は、信号のない横断歩道を渡っている最中、生活保護受給中で40歳の無職男性が運転する軽自動車に撥ねられ、死亡しました。

見通しが悪いわけでも、雨が降っていたわけでも、夜間でもありません。

加害者は、横断歩道を渡っている父に気付いていながら、父の方が止まるだろうと思いこみ、父から目を離し減速することなく走り続けたのです。

東京にいる兄からの連絡で、父が市立病院へ運ばれたことを知り、急いで病院へ向かいましたが、私が病院へ着いた時には、父はもう霊安室にいました。しかし、警察官から「理由はわからないのですが、担当医が死亡診断書にサインをしたがらないので、これから札幌大へ向かいます」と説明され、父は再び連れていかれました。

その後、警察官から事故の説明を聞き、加害者が生活保護受給者だと知りました。

生活保護受給中で、車の所持や運転は認められていないはずなのに、親の軽自動車を借りていた加害者。生活保護受給中であるにもかかわらず、しかも息子が任意保険の対象に入っているかどうかを確認せずに軽自動車を貸した親。

あまりに無責任、身勝手な行動

私は、被害者参加制度を利用し、裁判で意見陳述するつもりでいましたが、日程が合わず、判決の傍聴のみの参加となり、当日、公判の前に検察官に会い、裁判の資料をもらうことができました。

その資料には、私たち家族が知らなかった内容が記載されていました。加害者が少年時代に暴走族だったこと。平成18年以降、交通違反7件、速度違反の罰金前科1犯、2度の免許停止という経歴。事実とは異なる弁論要旨。

判決は、禁錮2年 執行猶予4年

人の命を奪っても、何事もなかったかのように、普通の生活に戻れるのですね。

加害者には、自分が犯した罪を社会的に償ってもらいたかったのに。

ほとんどの交通事故は一度報道されるだけなので、その後の経過や加害者への刑罰については関係者でなければわからないことです。ほとんどが実刑にならずに執行猶予付きで終わっていることを、世の中のどのくらいの人が知っているのでしょうか。

もう、こんな思いをする人を増やさないで欲しい

「お父さんへ」

お父さん、私は事故の場所を聞いても、いつもなら車で行くような場所だったから、全然信じられなかったよ。警察官から、お父さんの所持品に水筒があったと聞いて驚いた。きっと健康のため、歩こうと思ったんだね。

前日に、海岸沿いをずっと歩いてきたって、お母さんに話したら、暑いから飲み物を持って歩くように言われて、すぐに水筒を買いに行ったんだってね。

念願だった「オカメインコ」を買ったね。1年経っても何もおしゃべりしないけど、元気にしているよ。

雪が融けたら、お父さんが去年手入れした庭に、たくさん花を植えるね。野菜もいろいろ育ててみるね。娘も4歳になったから、大分お手伝いできると思うよ。

お父さんが、ちょっと自慢げに「二人で申し込んできたから」と言っていた、「美術館にあなたの名前を刻むプロジェクト」。もうすぐ美術館がオープンするね。そしたら、すぐにお父さんの名前と娘の名前を探しに行くからね。ホント、あの時は笑ったよ。「自分と孫娘の二人だけかい？」って。言ってくれば、私も申し込んだのに。

お父さんのことが大好きだった娘は、夜空に星を見つけると、「おじいちゃん」と大きな声で呼んでいるよ。聞こえている？「おじいちゃんはお星様になって、いつも見守ってくれているんだよ」って教えてあるからね。

ずっと、見守っていてね。

横断中の70歳はねられ死亡

【苫小牧】1日午前10時50分ごろ、苫小牧市木場町2の市道交差点で、横断歩道を渡っていた同市旭町1、無職須川勝利さん（70）が軽乗用車にはねられ、胸などを打って間もなく死亡した。苫小牧署は自動車運転過失致傷の疑いで、車を運転していた同市緑町1、無職〇〇〇〇容疑者（40）を現行犯逮捕した。（2012/8/2 北海道新聞）



在りし日のお父さん
孫娘とともに

ミニコラム

交通事故犯の刑罰見直しについて-速報-

副代表 内藤裕次（弁護士）

1 はじめに

平成24年10月から、刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会において、交通事故犯に関する刑事罰の見直しに関する検討が行われています。これまで何度か審議がおこなわれ、1月に要綱案（次ページ下段）が示され、3月15日に採択、同日法務大臣に答申されました。これについて解説いたします*。

*本稿作成時点で3月の議事録がまだ公表されておらず、1月までの審議状況を参考にしています。

2 問題の所在

今回の刑事罰の見直しの動きは、(1) てんかん患者によるトレーラー死傷事件、(2) 亀岡市での無免許運転の少年による死傷事件などを契機としていると認識しています。

この点に関し、私が理解している現行法の課題としては、①てんかん患者など薬を服用しなければ発作が起きてしまう患者が危険を認識したまま投薬を怠り、運転中発作が起きた場合に、通常の自動車運転過失致死傷罪でよいのか、②無免許運転は危険運転ではないのか、という事件と直接かかわる問題のほか、③危険運転致死傷罪のハードルは高くないか、あるいは現行法通りでよいのか、④飲酒ひき逃げの問題に関し、依然と逃げ得の状況にあるのではないかと、ということがあげられると思います。

私自身は、危険運転致死傷罪（20年以下）と自動車運転過失致死傷罪（7年以下）の法定刑に開きがあるので、量刑に隙間が生じているという問題が根本的な問題と考えています。そうすると、前者と後者の間に中間的なものを設ければよいのではないのか、後者の最高刑を引き上げたらどうか、という議論になってくるわけですが、実際には、ほかの犯罪とのバランス、構成要件の規定のしかたなどを巡って、技術的な問題も含め、非常に難しい問題なのです。

さて、この問題点に関して、今回の要綱案は、どう答えたのでしょうか。

3 要綱案一

これは、道路の逆走、歩行者専用道路の走行など、通行禁止道路の走行に関して危険運転致死傷罪に新たな類型を設けるものです。

4 要綱案二

1項は、これを見たときは、構成要件の難解さに頭をひねりましたが、なるほど、こういう規定の仕方もあるのかとある意味感心しました。わかりやすく言えば、飲酒と薬物摂取という危険運転に関して、危険運転致死傷罪の要件を緩和した中間類型を設けたものと説明されています*。したがって、死亡については15年以下、傷害については12年以下の法定刑に軽減しています。

ただし、「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とは何か、どの程度の認識があればそういえるのか曖昧であるとの批判も受けているところです。

*具体的には、故意の内容として、アルコールの影響により「正常な運転が困難」な認識まで必要なく、「正常な運転に支障が生じるおそれ」で足ります。ただし、結果の発生は「正常な運転が困難」な状態で生じたことが必要です。

2項は、問題意識①を受けて、一定の病気の影響により正常な運転が困難となり、人を死傷させた場合に、1項と同じ法定刑で処罰するというものです。これについては、病者の差別ではないかという批判もあるようです。

5 要綱案三

これは、飲酒運転などをして死傷の結果を起こした場合に、更に飲酒するなどして証拠隠滅をはかる行為を12年以下の懲役で処罰するというものです。これには、その場を離れてアルコール濃度を減少させる行為も含まれ、この場合は、救護義務違反も成立することがあります。したがって、併合罪となって最高刑18年ということになります（事務局の答弁）ので、④の問題意識に対応したものとなっています。

6 要綱案四

これは、危険運転致死傷罪等を起こした場合に、無免許運転*であったときに刑を加重するというもので、②の問題意識に対応しています。例えば、亀岡事件にあてはめると、4項の10年以下ということになります。

なお、これは、無免許運転が危険運転致死傷罪に該当することを認めたものでなく、無免許者がほかの交通犯罪を犯した場合の定めですから、直接②の論点をクリアしたものではありません。

*道路交通法の無免許運転罪が3年以下の懲役になるという法改正も予定されているようです。

以上

講話の報告

処分者講習でのお話

世話人 荻野 京子

2013年2月21日（木）朝から絶え間無い雪が降っていた。ちょうど私の事故の日も、こんな大雪だったと、ぞーっとする。16年も前のことなのに。それでも処分者講習でのお話は継続していかなければならないと、二時間以上も前に家を出る。

274号線は、やはり交通マヒでのろのろ運転が続く。除雪で高速はストップしている。大谷地インターまで、やっと近づくと幸いにも新川まで通行できるようになっていた。軽自動車は300円で、新川まで行ける。のろのろ運転からやっと解放され、高速を走る。北海道の冬道は突然の暴風雪で一変する。今年は、特に雪害が多い。雪も止んで、何とか12時半までに、免許試験場へ到着できた。

お話しできることに感謝して、講話を始める。2月の事故を中心に話す。水野寛子さんのリクリエーションでの事故、一時停止でご夫婦が亡くなった事故、スピードの出し過ぎの事故を話す。

私自身の事故も話、怪我をした人が初期治療がなされていない為に、社会復帰が遅くなり、痛みで苦しんでいる事を話す。損保会社・医師がきちんと

治療してくれたなら、怪我をした人の回復も早い事を訴える。

三つのお願いをする。

1. 規則以上のスピードを出さない
2. 運転したら酒を飲まない、酒を飲んだら運転しない
3. 過労運転をしない

この三つを守ってくれたなら、交通事故は限りなく0に近づく事を話す。

最後に、夫が交通事故で亡くなり、一年後に肺炎で息子を亡くした妻が自殺をした「癒されぬ輪禍」を読んで事故は、事故だけで終わらないことを話す。何度読んでも、涙が出ます。

今回は五名の男性ばかりだったが、頷きながら真剣に聞いてくれていた。

今日話したケースを一つでも頭の片隅に入れ、ハンドルを握ってくださいと終った。

試験場を出ると、どっと疲れがでるが私の話で、一件でも二件でも事故が減ってくれるのなら、どんな無理をしても続けていきたいと思っている。

【前ページ、ミニコラム資料】

要 綱

（法制審議会刑事法部会の、自動車運転による死傷事犯の罰則の整備に関する諮問第96号についての答申）

- 一 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。
- 二 1 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処するものとする。
- 2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、1と同様とするものとする。
- 三 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な

運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、その運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処するものとする。

- 四 1 刑法第二百八条の二（危険運転致死傷）の罪（その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させた者に係る場合を除く。）又は一の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処するものとする。
- 2 二の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処するものとする。
- 3 三の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処するものとする。
- 4 同法第二百十一条第二項（自動車運転過失致死傷）の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処するものとする。

刑訴法（被害者参加制度）に関する意見交換会の報告

代表 前田 敏章

このたび、法務省刑事局の「平成19年刑事訴訟法等に関する意見交換会」に出席者として委嘱を受け、1月から2回出席してきましたので、概要を報告します。

この会議は、私たち犯罪被害者の尊厳と権利回復にとって極めて大きな比重を占める刑事裁判への被害者参加制度を定めた刑事訴訟法の見直しの要否を検討するために、法務省が広く有識者の意見を聴く場として設定されたものです。

出席者は、被害者団体、法学者、日弁連、裁判所、検察庁、法務省の各関係者、計16名ですが、私は被害者団体（犯罪被害者団体ネットワーク・ハートバンドの代表）からということで意見が出来ます。2か月に一回のペースで開催され、予定は9月ぐらいまでとのことです。

経緯について

経緯を振り返りますと、最近まで刑事司法において、当事者としては全く認められておらず、蚊帳の外に置かれていた犯罪被害者（注）ですが、被害者運動の高まりもあり、先ず2000年に実現したのが消極的参加としての意見陳述制度でした。そして、その尊厳と権利が明記された犯罪被害者等基本法が2004年12月1日に成立し、この第18条で、「犯罪被害者等が刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする」とされ、さらに翌年の犯罪被害者等基本計画では「刑事司法は（事件の当事者である）犯罪被害者等のためにもある」として、刑事手続への関与拡大が重点課題とされました。

これに基づいて法制審議会での検討が行われ、岡村勲氏を中心とした「あすの会」（全国犯罪被害者の会）の大奮闘の結果、歴史的な一歩が踏み出されのです。それが、平成19（2007）年刑訴法改正であり、被害者等は初めて被害者参加人という名称で、当事者として、在廷権、意見表明権、証人尋問権、被告人質問権、論告求刑権が認められたのです。

注）「（刑事司法は）社会秩序の維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者はその反射的利益を受けるにすぎない」（1990年2月20日最高裁判所判決）とされていた

当会のこれまでのとりくみ

私たちは、あすの会が行った基本法制定を求める署名活動にも積極的に参加してきましたから、この被害者参加制度実現に感激し、大いなる確信と希望を抱きました。

しかし同時に、新しく設けられた裁判員制度がも

たらした問題～裁判員裁判となった場合の公判前整理手続に被害者側が参加出来ない～にぶつかり、2008年12月、法務省に赴いて大臣宛要望書を提出し、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できることの改善を要請しました。その際、刑事局参事官から、「改正法の附則第9条に3年後の見直し条項があるので、実施状況をみたい」という主旨の返答を得ていたのです（2009年1月の会報28号参照）。

今回はこの見直し規定にもとづいて設けられた意見交換の場であり、昨年7月に当会も参加した被害者団体ヒアリング（会報39号）もそのためのものでした。

こうした経緯もあり、今回関係者の1人として出席できることに大きな意義を感じており、本制度がさらに改善・純化されるために出来る限りの奮闘をしたいと決意しているところです。

第1回会議・・・1月31日

第1回目は、刑事局から、被害者参加人のアンケート結果の説明と、被害者団体からのヒアリングの報告があり、その後今後の進め方についての意見交換がなされました。

私は、今後の検討が本質論議につながるよう、論議に望むこととして大きく次の3点を発言しました。

1 原点に立ち返って本質論議を

1) 犯罪被害者等基本法を基本に据えて

そもそも被害者参加制度は、犯罪被害者等の「尊厳が重んぜられ」（基本法3条の基本理念）、その「権利利益の保護が図られる」（同、前文、および第1条の目的）ための前提条件、基本命題であること。

2) 刑訴法の目的（刑訴法第1条）からも、①法益として死傷被害根絶に寄与する ②被害者の尊厳と権利の回復 ③真実発見と被害者の関与、の重要性を確認してほしいこと。

3) 被害者の視点が社会正義実現につながる

2 次の現状を踏まえて本質論議を

1) 我が国の被害者の権利概念の遅れは、法制度や国民意識にまだまだ根深いこと。被害者（団体）としても、真の権利主体となるための努力が始まった段階であるという現状を踏まえ、その声や意見を丁寧に汲み取って欲しいこと。

2) 参加制度と裁判員制度が別の視点から同時期に導入され、それがための制度矛盾（最大は、公判前整理手続の問題）が十分検討されていなかったこと。従って、今回の見直しの大きな課題の一つであること。

3 関連して、次の重要課題があること

1) 参加制度とも関わり、基本的な「知る権利」の保障の問題

2) 特に交通犯罪の場合、起訴率が極端に低い問題

第2回会議・・・3月19日

2回目は、5月から本格討論に入るテーマ設定とその順などについて意見交換され、あすの会の高橋正人副代表幹事、前田（ハートバンド代表）、武内大徳弁護士、奥村回弁護士の順に、資料説明という形で発言しました。

私の方は、テーマについて提案した裁判員裁判との関わりでの見直しについて、その主旨を短く説明した後、参考資料として出席者への配付を求めた研究報告「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度司法に対する信頼に与える影響－結果とプロセスの満足度に着目して－」を、資料説明という形で紹介しました。

この研究報告は、常磐大学の諸澤英道教授（当会主催の2007年フォーラムの講師）を代表者として、東大の唐沢かおり教授、そして小林麻衣子さん（常磐大大学院→筑波大大学院）と白岩祐子さん（東大大学院）という若手研究者が被害者団体等の協力を得て（当会会員の方も多数調査協力しています）行った貴重なものです。（報告は「社会安全研究財団」のHP：<http://www.syaanken.or.jp/?p=22> の「2011年度研究助成実績」に掲載されています）

なおこの研究報告は法務省のHP上での公開はされないということなので、紹介説明の中で報告の趣旨が伝わるように発言しました（したつもりです）。

感想ですが、日弁連の委員は、いまだに被害者参加の意義を否定する主張を行っており、今回の会議でも被害者参加を逆に制限すべきという意見を提案しています。その中で、被害者参加制度の実施による意義と成果を当事者の立場から実証的に示した調査研究結果を、タイミング良く出席者に示すことができ、今後の論議への大きな力になることを実感しました。改めて諸澤先生と研究グループの方に感謝する次第です。

被害者参加した遺族と、意見陳述のみ、参加出来なかった遺族との対比で、制度の意義を明確に示した調査結果の一部を右欄に紹介させていただきます。

今後の課題

今後の課題ですが、やはり公判前整理手続への被害者参加が最大の改善点と考えています。これを重視しながら、しっかり当事者として意見を述べたいと思っています。

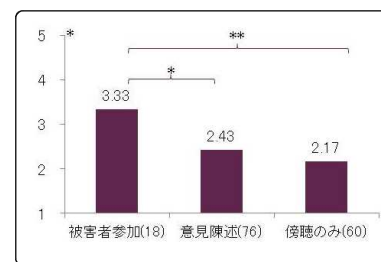
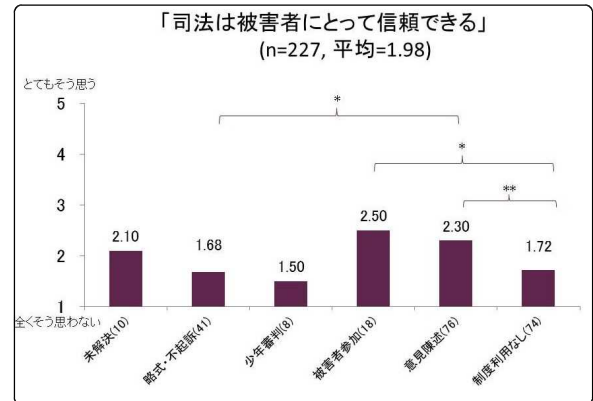
その際、本号で報告されている清水縁さん交通事故事件の控訴審で、裁判所が被害者参加制度の主旨を踏みにじり、意見陳述の機会すら与えなかったという不当な対応があり、代理人の青野弁護士も厳しく指摘していますが、現行法では、（控訴審では）遺族の声を聞くかどうか裁判官の自由裁量ということなのです。法律自体において「控訴審でも意見陳述を認めることが原則であり、例外的に、審理の妨げにな

るようなケースのみ不許可にできる。」という規定に改善させることなども、意見提言したいと思います。

次回（第3回）は5月30日ですが、会議での配付資料や議事録（発言記録）は法務省のHPに公表されますので参照して下さい。（「法務省・刑事法・意見交換会」で検索）

以上

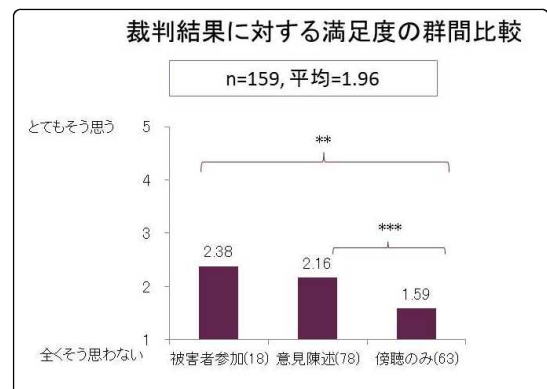
【参考】研究報告「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度司法に対する信頼に与える影響－結果とプロセスの満足度に着目して－」より



裁判を通して実現したこと

なぜ家族が被害に遭わねばならなかったのか知ることが出来た

n=154 平均2.44



【まとめ】裁判関与の効果

- ① 検察官とのコミュニケーションが密になり、検察官への信頼が高くなった
- ② 裁判に期待していたことの実現度が高くなった
→加害者や事件について知ることができた
→被害者参加：加害者や証人の「嘘」をより指摘できるようになった
- ③ 判決に対する納得度が高くなった
→①・②手続き的な公正
③分配的な公正 裁判に対する総合的な評価の向上につながり、結果として司法に対する信頼に寄与していた。

いのちのパネル実行委員会より

副代表 小野 茂

2003年「自分たちと同じ被害を出さないで」被害者の声をパネルにし、6名から始まった「いのちのパネル」。参加者から寄せられた文章を筒井さんが製作・補修し、開催して昨年10年目を迎え、参加人数23名・開催日数194日・開催場所30か所と過去最多を数えました。各方面より多くの理解を得、ここまで出来た事は北海道共同募金会・北海道交通安全協会はじめ多くの方々のご支援、ご協力があって初めてできた事と深く御礼申し上げます。

【開催場所】札幌市内区民センター・手稲駅コンコース・大学等・安全運転講習会などで開催。パネル参加者より地元開催を望まれ、江差・室蘭・伊達と開催しました。

昨年はツ・ドームでの雪まつり会場（北警察）でも開催。旭川・釧路での開催に当たっては担当の方が働きかけてくれ、市内「イオン店」での開催もありました。店内の空間（休憩所）親子連れの方など読まれた方の反応も違ったものがありました。また、札幌学院大(過去3度開催)の学生(山口さん)の働きで展示をしました。今年は学生さんの輪が広がり他の場所での展示も考えられているそうです。

このように少しずつですが、会員以外での輪・理解が広がって行く事は展示に向けての大きな力となっております。

これからもより多くの場所での開催を願っています。地方での開催は事情を良く知っている方の協力が是非必要になります。開催には皆様の協力を必要としています。参加も含めて開催の協力を合わせてお願い申し上げます。

.....

感想アンケートより

◆ 友人との待ち合わせの時間に早くついてしまったため、何気なく見させていただきました。家族の心臓の音がダイレクトに心に伝わってくる展示でした。亡くなった方の写真がみんな素敵な一枚で、切なく、苦しくなりました。普段の忙しい日常ではこのような問題に目を向ける機会がないので、このような目のふれる機会があるのはとても意味があると思います。小学生の弟や親、友人に話したいと思います。

(11/1～9 手稲駅コンコース 20代女性)

◆ 私は2003年7月に交通事故で父親を亡くしたものです。10年近く経ちますが、今も心の傷が癒されません。笑顔も壊されました。父を失ってから命の重さや大切さを知らされました。加害者は女性、飲酒運転で作業中の父を撥ねて命を奪いました。お金では解決する事もまた買えるものでもありません。

(同、30代女性)

◆ 私の身の回りに交通事故で亡くなった方はいませんが、もし、と考えるととても悲しくなります。どうすれば事故をなくす事が出来るかを考えるきっかけになりました。

(同、10代男性)



釧路での開催を報じる「北海道新聞」2012/11/28

■ こんな悲しい出来事が起きなくなる日が来る事を願っています。今の法律が加害者を守るものになってしまっているという事実に気付かされました。(加害者の軽い罪など) 被害者の方の無念が報われるような法律や制度をしっかりと定めてほしいと感じました。

(12/9～11 釧路イオン会場 20代女性)

■ 私も8年前息子を亡くした。皆様のお子さんと仲良く笑っていてくれる事を願うだけです。

(同、40代男性)

■ 事故ではなく事件だという事を痛感しました。

(同 60代女性)

■ 報じられる車の事故、身近で起きる事に「お気の毒」位で真剣に考える事が少なかった。一枚一枚読んでいくうちに胸が辛くなりました。加害者の権利が優先される今の法律に疑問を感じます。ある方の文章で「車は凶器」という言葉が頭から離れません、普段自分がただ便利という理由で何気なく運転していたことがこんなに簡単に人の命を奪ってしまうものだった事を全く認識していなかったからです。運転に対する考え方を改めます。

(同、80代女性)

寄稿

大学で「いのちのパネル展」を開催して

札幌学院大学 人文学部 人間科学科4年 山口 紗季

はじめまして。私は札幌学院大学で社会福祉士を目指し、福祉の勉強をしています。私は、11年前に当時8歳の弟を亡くしました。この経験から、2年生の時に講義で学んだ「遺族の心のケア」というものに興味を持ちました。「同じ経験をした人とお話してみたい」と思い、被害者の会の皆様と出会ったのは昨年のことです。皆様と関わる中で、「同じだ」と思うことも多い半面、警察の捜査や、裁判、法にも苦しめられている現状は今まで知らなかったことで、とても驚きました。そこで、「同じ経験をした私だからこそできるケアがあるのではないか?」と思い、これを卒業論文のテーマにしました。今後も交通事故被害者の会の皆様から、たくさんのことを勉強させていただきたいです。

さて昨年、札幌学院大学構内にて、いのちのパネル展を開催させていただきました。11月5～14日の10日間で、21枚のアンケートが集まりました。一部を次に紹介します。



Q2に関しては、21人中20人が、変化があった答え、Q3に関してはほとんどの人が「仕方なくない」という回答でした。

Q1. パネル展を見た、感想・意見を自由にお書き下さい
A1. 「ゼミの先生に連れられて見に来ました。でなければ自分で見に来ることはなかったと思います。私も友人を事故で亡くしました。今の時代、車がどんなに危険なものなのか忘れられている気がします。」

Q2. 「いのちのパネル展」を見て、交通事故に対する意識や考えに変化はありましたか?

A2. 「交通事故は事故を起こした人にあまり重い罪が課されないと聞いていたが、ここまでだと思わなかった。交通事故は立派な殺人だと感じた。」／「自分の何気ない行動一つ一つをもっと注意を払おうと思いました。」

Q3. 「交通事故は起こることは仕方がない」という考えがありますが、これについてどう思いますか?

A3. 「仕方がない部分もあるが気をつけることもできる。」／「仕方なくはない。起こしてはいけないと思う。人それぞれが交通事故の意識をもっと持つべきではないかと思う。」

私は、最初は、誰も見てくれないのでは? アンケートも悪戯されるのではないかと不安でいっぱいでした。ですが、この10日間、通りかかっただけでもたくさんの人が足を止めてパネルを見ていました。

最近、私は就職活動が始まり、「最近の若者は無関心で問題意識が薄い」という声をよく耳にします。しかし、アンケートに書かれた内容を見ると、「最近の若者」の一人である私は、「そんなことないんじゃないかな?」と思うのです。

謝辞

最後になりますが、この企画に協力して下さった北海道交通事故被害者の会の皆様、本当にありがとうございました。私が学生であるにもかかわらず、快く協力していただき、多くのことを学ぶことができました。心から感謝申し上げます。

次は大学で配付したパネル展の呼びかけ文です。

家族、友人、当たり前のように隣にいる人が突然いなくなる。
そんなことを考えたことがありますか?

私が10歳の時、当時8歳の弟を亡くしました。こんな事があるまでは、どこか誰かが私とは無関係な世界で起こす悲劇だと、交通事故のニュースを見ても他人事に思っていました。あの事故から10年がたち、月日は残酷に流れて行きました。記憶が薄れ、声も忘れかけ、生きていれば作れているはずだった思い出も作れず、ただただ悲しく無念な気持ちになることがあるのです。

「ねえ、兄弟はいるの?」こう聞かれて困ったことはありますか? 私はこの質問がとても苦手です。「兄弟はいない」と答えられるとよいのですが、そう答えると弟を失ったという現実をまざまざと突きつけられるのです。また「事故で亡くした」と答えると、その場の空気をますますしてしまいます。この他にも日常生活で、何でもない場面でふと考えてしまうことはたくさんあります。私が異常に考えすぎなのかもしれない、同じ経験をした人と話してみたいと思い、北海道交通事故被害者の会の遺族の方に会いに行きました。遺族の方もやはり私と同じような思いをしてきたそうで、そこで、私が考えすぎていたわけではないことに気がつき、とても安心しました。そして北海道交通事故被害者の会訴え続けている「いのちの大切さ」について、私も被害者遺族の一人として訴えていきたいと強く思い、札幌学院大学でのいのちのパネル展開催に到りました。

私は被害遺族の一人として、「他の人にはこんな経験を絶対にほしくない」と願っています。交通事故はいつ誰が被害者になり、加害者になるかわかりません。ですが、実際に経験してみなくては、その苦しみ、無念さがわからない、どこか他人事のように思えてしまうものですよね。このパネル展をきっかけに、失うはずがなかったいのちを失わないために何が出来るか、そのことについて少しでも考えていただけたら幸いです。



札幌地下街オーロラスクエアでのいのちのパネル展
2012/11/23

～編集を終えて～

■清水さん、佐々木さん、河合さん、山口さんはじめ、今号にも被害者遺族の痛切な叫びとたたかいの報告が続ぎ、胸が痛みます。編集を行いながら何度も中断し、涙をぬぐい、怒りでこぶしを握りました。■私もそうですが、被害者の会の仲間の方に、相手を気遣い、あるいはそうあって欲しいと思い「元気ですか」と声を掛けることがあります。しかし、一時的には元気であっても、生活や人生そのものにおいて元気を取りもどすことはあり得ないのです。私は、長女を喪って18年目になりますが、そのことを痛感しています。少しは元気になった（元気にならなくてはと思う）部分と、さらに辛い気持ちになり深く落ち込む部分、まだら模様なのです。■白倉裕美子さんは中高生への講話の中で「犯罪被害で奪われた命は、寿命でも運命でもない」と必ず伝えるそうです（会報38号）。「亡き肉親が天国で悲しまないようしっかり生きよう」皆、そう考えて必死に生活していますが、どうしても納得できず許し難いのは、それが自分が選んだ生き方ではなく、他人の加害行為によって一方的に選ばされ強いられた人生ということです。もちろんその無念が一番感じているのは被害に遭った当の本人です。■こんな不条理を、「仕方のない事故被害」と容認する社会を許しはならないと思います。何とか力を合わせて、麻痺したクルマ優先社会をその根底から変えなければという想いが募ります。

■p10の報告のように、小野さんなどのたゆまない奮闘で、「いのちのパネル展」の2012年開催日数は194日と過去最高でした。感想アンケートには、私たちの必死の訴えに共感し、凶器ともなっているクルマの使われ方に根底から認識を変えたという声が届けられています。そのような反応、そして大学生の山口紗季さんのとりくみレポートは、絶望に陥りそうな私たちにとって何よりの励ましであり希望です。■パネル展と同様、2012年度の体験講話の回数と受講者数も、13年間の最高（86回、1万7649人）でした。特に増えたのは中学校での講話で、これは、犯罪被害

者等基本計画に基づいて、道警が「命の大切さを学ぶ教室」を本格実施したことに因ります。会からは主に3人で講師を受け持っていますが、2012年度は中学30校、高校20校を数え、聴講生徒数は1万5千人を超えました。■将来を担う若者の真っ直ぐな眼差しと暖かくしっかりした感想レポートにいつも励まされますが、次は特に勇気づけられた高校生の感想です。

★「今回のこの貴重な講演の中で、命の大切さとともに、クルマの危険性をあらためて強く感じたわけですが、もっと感じたことは、日本の社会自体を変えなければいけないのだということです。」

交通事故が起こる要因として、加害者のクルマと人命への軽視が前提にあるのはもちろんですが、そういった人たちを産み出している社会、それを受け流すかのような刑罰の軽さなどによる国の対応、それらが背景に大きくあるように思いました。交通事故による死亡事故は、人が人を殺めているのではなく、国や社会が人を殺めているのではないかと痛感致しました。

一人一人が“命”について知り、理解した上で、利便性ではなく、人も尊重した日本や世界をつくり上げていくことが何よりも大切であると思いました。前田さんの娘さんをはじめとする交通事故で亡くなった尊い命が報われる社会や国に成っていくことを願うとともに、私たちが作り上げていかなければならないと、今を生きる私たちの責任を強く感じました。」（2012/10/11 苫小牧西高3年）

■「正義の声は届く」、このことを信じ、「こんな悲しみは私たちが終わりにして欲しい」という声を大きくしましょう。力を合わせて進みましょう。（前）

会 の 日 誌

2013.1.11. ～2013.4.5.

《会合など》

2/13、3/13、世話人会・例会



《訴えの活動》

◆1/28 月形刑務所 1/29 札幌市立栄町中 2/6 北海少年院 2/19・3/5 苫小牧ドライビングスクール 2/26 静内農業高 3/4 紫明女子学院 3/26月形学園【前田】
◆1/30 苫小牧市立勇払中 2/25 高等検察庁 3/1 道警旭川方面本部 3/6 北海道警察学校 【高石】
◆2/15 札幌市立札幌北中 3/19 苫小牧市立凌雲中 【白倉】

■免許停止処分者講習

1/25 前田 2/21 荻野 3/14 前田

《いのちのパネル展》 ※予定

4/7～14 北広島駅エルフィンパーク 4/15～21 白石区民センター 5/12～18 厚別区民センター